

沖繩市観光危機管理計画

令和4年3月

沖 縄 市

目次

第1章	総則	1
1. 1	本計画の目的	1
1. 2	本計画の性格・位置づけ	2
1. 3	「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	4
1. 4	本計画の必要性	5
1. 5	沖縄市の観光の状況	6
1. 6	沖縄市における災害の想定と観光施設	9
1. 7	想定する観光危機	14
1. 8	基本方針	20
1. 9	各段階での概要	21
第2章	観光危機管理体制	23
2. 1	観光危機管理体制の考え方	23
2. 2	観光危機管理体制のイメージ	25
第3章	平常時の減災対策（Reduction）	26
3. 1	観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり	26
3. 2	避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化	27
3. 3	観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成	27
第4章	危機対応への準備（Readiness）	28
4. 1	観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画等の策定	28
4. 2	観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施	28
4. 3	観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための活動体制強化	29
4. 4	要配慮者への対応・支援体制の強化	30
4. 5	観光客の受け入れを想定した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化	31
4. 6	観光関連事業者が行う訓練・講習会・各種計画策定等の確認	32

第5章 危機への対応 (Response)	33
5. 1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	33
5. 2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有、発信、通信手段の確保等の活動体制の強化	39
5. 3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認	42
5. 4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応	46
5. 5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化	48
5. 6 避難した観光客への食料・飲料水・衛生用品及び生活必需品の備蓄の調達と供給	51
5. 7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策	51
第6章 危機からの回復 (Recovery)	52
6. 1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置	52
6. 2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化	52
6. 3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施	52
6. 4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策	53
6. 5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施	53
6. 6 観光危機により甚大な被害を受けた観光産業の雇用継続支援の実施	53
資料編	54
資料-1 沖縄市観光危機管理計画 検討会の開催	54
資料-2 沖縄市観光危機管理計画 策定委員会の開催	57
資料-3 パブリックコメントの実施	58

第1章 総則

1. 1 本計画の目的

新型コロナウイルス感染症蔓延以前においては、沖縄県の入域観光客数は右肩上がりに増加しており、クルーズ船の就航などによるインバウンドの増加により、入域観光客数の増加が期待されていた。現在は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、入域観光客が減少に転じたが、アフターコロナにおいて、観光客の受入環境態勢を拡充させることで、今後の観光振興に寄与することが重要である。

沖縄市においては、第5次沖縄市総合計画において「都市像4：人と産業の成長を支え発展し続けるまち」のうち、基本方針1を「経済の活性化をけん引する観光を推進する」とし、新たな魅力となる観光資源の創出に取り組むとともに、安全で快適に観光を楽しむことができる環境づくりをすすめるとしている。

また、第2次沖縄市観光振興基本計画では、「世界にひらき活力あふれる国際文化観光都市」を重点目標に掲げ、「魅力的な観光資源を生かした観光振興」「社会情勢の変化に対応した観光振興」「戦略的な地域マネジメントによる観光振興」の3つの観光振興のあり方を設定するとともに、災害や感染症等の観光危機に対応できる体制構築に取り組むこととしている。

これらのことを踏まえ、観光産業に影響を与える台風、地震・津波、感染症等の観光危機に関し、事前の減災対策や危機発生時の避難誘導・安全確保、危機後の観光産業の早期復興等を迅速かつ確実に実施できる体制を構築し、安全・安心・快適な観光地づくりを推進することを目的に沖縄市観光危機管理計画を策定する。

1. 2 本計画の性格・位置づけ

(1) 本計画の性格

本計画は沖縄市観光の危機管理に関する総合的な基本計画で、「沖縄市地域防災計画」及び「沖縄県観光危機管理基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方針」を整理しており、行政、沖縄市観光物産振興協会、その他観光関連団体・観光関連事業者等の活動の指針となるものである。

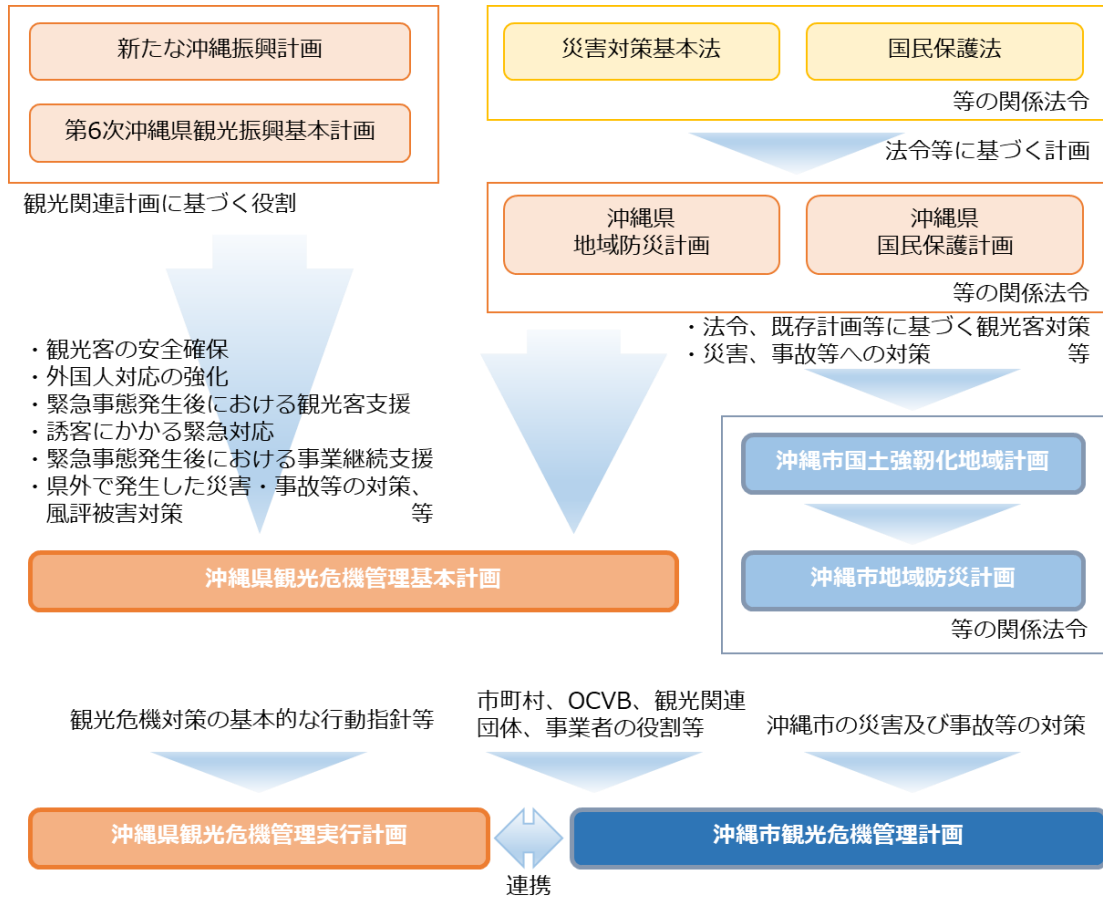
また、「沖縄市地域防災計画」、「沖縄市新型インフルエンザ対策行動計画」といった市の関連計画や「沖縄県地域防災計画」「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」などの県の関連計画等で定める対策等について、観光分野の役割を整理し、観光危機発生時において、観光客の特徴を踏まえた安全確保や避難行動、観光産業の早期回復・事業継続支援等の基本的な取り組みを示すものである。

観光危機管理対策について、関連計画で定められている場合はその関連計画に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、関連計画で定められていない場合は本計画に基づいて対応を行うものとする。

なお、本計画は社会情勢の変化や沖縄県が策定する沖縄県観光危機管理基本計画の改定状況などを踏まえ、5年を目安として見直しを行うものとする。

(2) 本計画の位置づけ

観光危機管理対策となる本計画と関連計画の関係は以下のとおりである。上位計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とする。



(3) 本計画の範囲

本計画で対象とする観光危機の範囲は、沖縄市観光に直接的・間接的（風評被害を含む）影響を与えと考えられる次に掲げる5つの災害・危機とする。

1. 自然災害・危機
2. 人為災害・危機
3. 健康危機
4. 環境危機
5. 市外で発生した災害・危機

1. 3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

(1) 「観光危機」の定義

観光危機とは、沖縄県内又は外国を含む県外で発生した自然災害や感染症、航空機・船舶事故などの災害・事故・事件等により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない状況や事象をいう。

(2) 「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、危機に備えた計画やマニュアルの策定、定期的な訓練の実施、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機発生後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

(2) 観光危機管理の対象と概況

本計画における対象は以下のとおりである。

- ① 観光客
- ② 観光関連事業者

「観光客」、「観光関連事業者」の本計画における定義は以下のとおりとする。

「観光客」

観光を目的とした来訪者だけでなく、余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れて滞在する土地勘がない人々。また、市外から上記目的で訪れた県民も含む。

「観光関連事業者」

観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する事業者。旅行業者、航空会社、旅客船事業者、アクティビティ事業者、バス事業者、レンタカー事業者、宿泊事業者、ハイヤー・タクシー事業者、MICE 関連事業者、リゾートウェディング事業者、飲食店、土産品店、文化施設、テーマパーク等をいう。

1. 4 本計画の必要性

(1) 沖縄市観光の危機管理上の課題

本市は、沿岸部は津波浸水想定（地震・津波）、内陸部は土砂災害危険箇所（地震・風水害）が南北に縦断して設定されている。また、観光施設や宿泊施設は内陸部に集中しており、その他は点在している。さらには、東部海浜開発地区の竣工後は新たな拠点として、観光客の来客が見込まれる。

そのため、観光関連施設の減災対策、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な情報発信や避難誘導、那覇空港などの施設等が使用不能となった場合の対応策等を検討し、災害に強い観光地づくりに向けた取り組みが必要である。

(2) 沖縄市観光の危機管理の必要性

地域防災計画は、災害に強く安心して住めるまちを創ることを目的とされているため、地域住民の安全確保を第一とした計画となっており、観光客への具体的な配慮が不十分である。

そのため、地域住民と観光客（外国人、障がい者含む）の違いを理解し、以下に示す観点から観光客の特性に合わせた計画の策定が必要である。

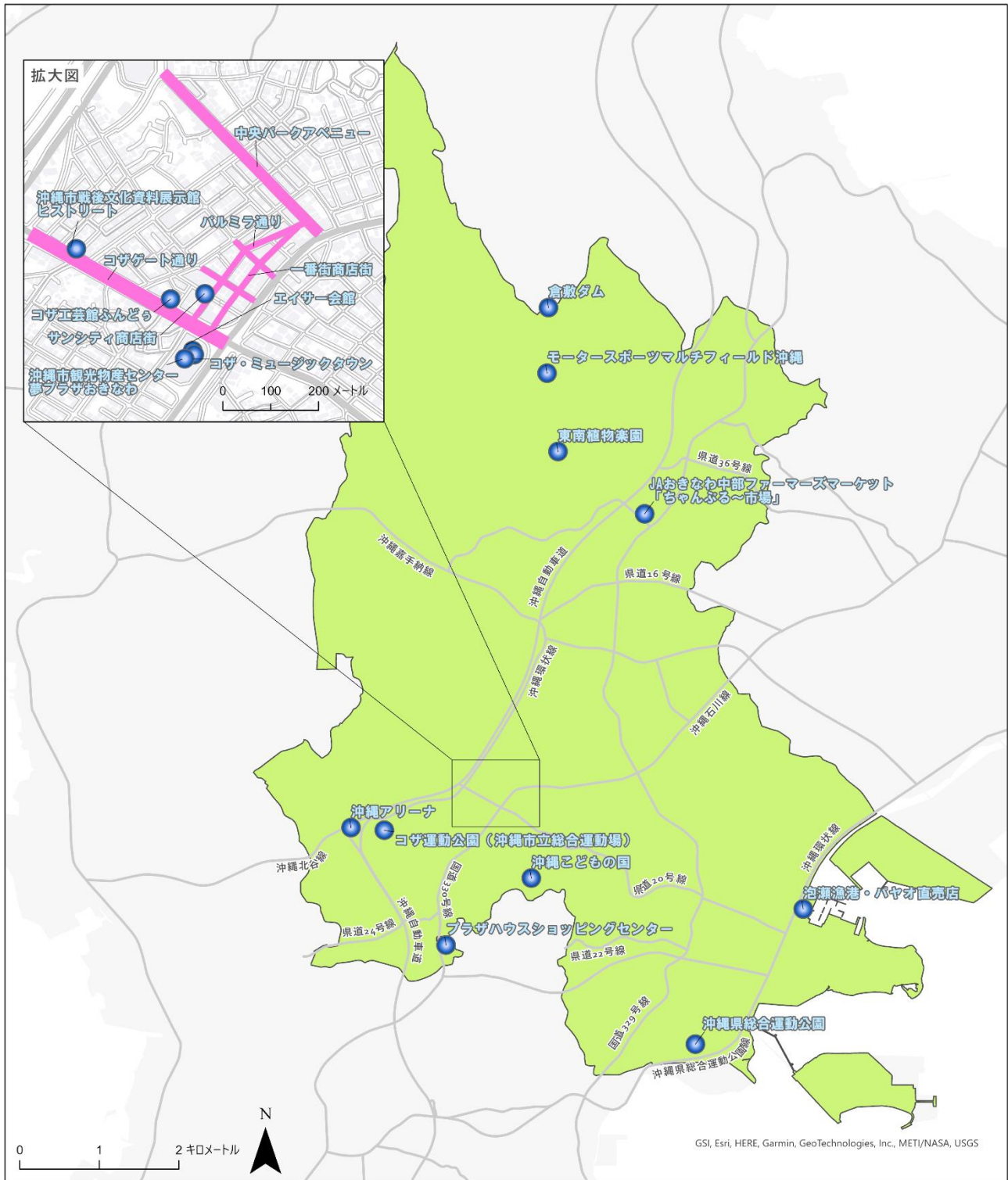
さらには、地域防災計画以外にも沖縄県観光危機管理基本計画など、関連する計画も踏まえながら、災害時等において取り組むことが必要である。

- ① 観光客は土地に馴染みがなく、危機が発生した際にどう行動をとってよいかかわからない。
- ② 地域防災計画などの既存計画は住民への対応が主であり、観光客への対応を示す必要がある。
- ③ 外国人観光客などへのコミュニケーションが難しく、危機発生時の対応方法（留意点）がわからない。
- ④ 観光客は交通情報を確認して早期に安全に帰宅させる必要がある。
- ⑤ 観光に与える危機は自然災害だけではない。
- ⑥ 観光危機が発生した際に、早期から観光復興への対応が必要である。
- ⑦ 観光危機発生時の観光客への対応が沖縄市観光、沖縄観光のイメージとなる。

1. 5 沖縄市の観光の状況

① 沖縄市の主要観光施設

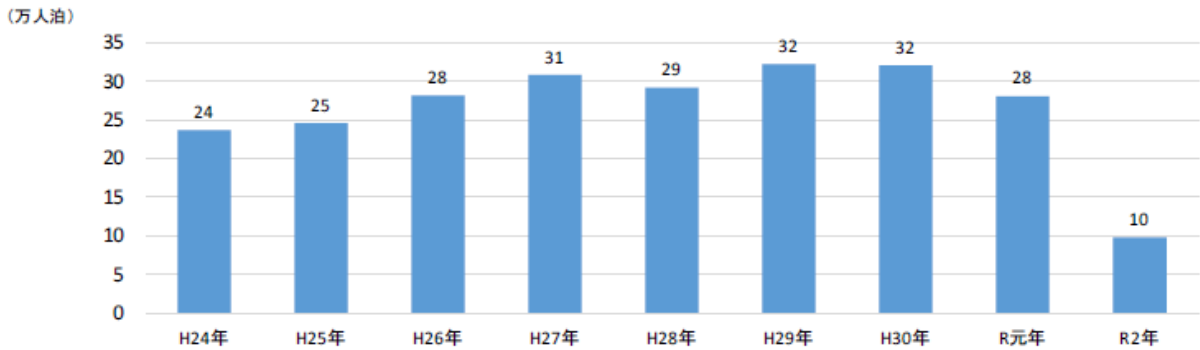
市内の主要観光施設は、以下のとおりである。



② 沖縄市の観光の動向

本市の主な宿泊施設における宿泊延べ人数は、平成 24 年から増加傾向にあり、平成 30 年では 30 万人を超えている。令和元年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少している。

また、主要観光施設入場者数は、年間の合計が年々増加傾向で、令和元年度においては約 390 万人となっていた。しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、約 210 万人に減少している。



【沖縄市における延べ宿泊数の推移（平成 24 年～令和 2 年）※暦年】

出典：沖縄市観光スポーツ振興課

<主要観光施設における年間入場者数>

(人)

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
主要観光施設における年間入場者数合計	3,473,686	3,691,999	3,852,782	3,896,090	2,099,989

出典：沖縄市観光スポーツ振興課

③ 市内の主なイベント

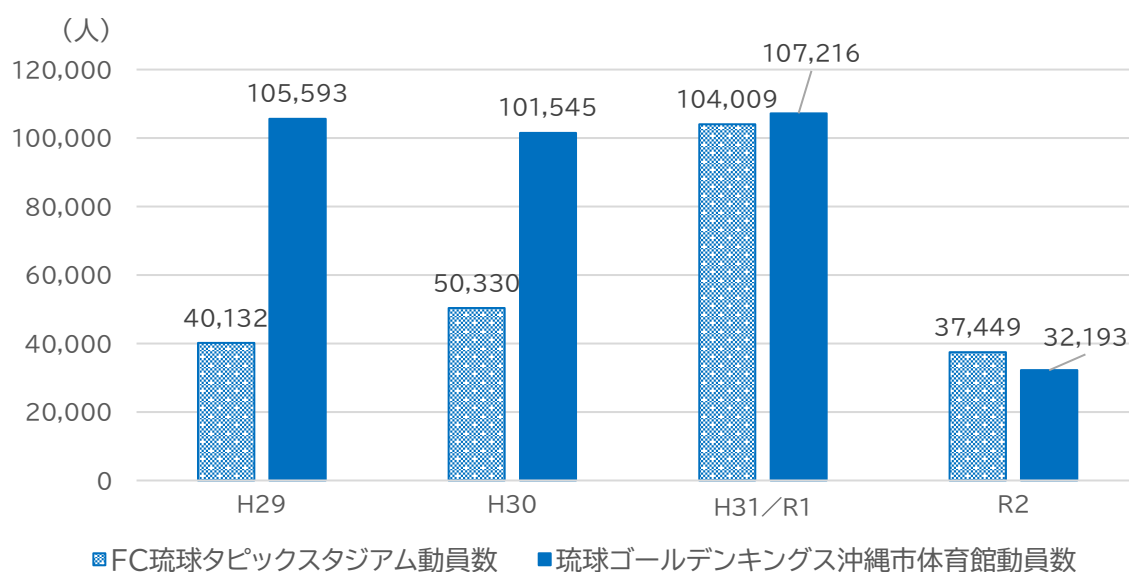
市内における主なイベントは以下のとおりであり、開催時には多くの人たちがイベント会場に集中するため、観光危機発生時には市と観光関連事業者による連携が必要になる。

(人)

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全島エイサーまつり	325,000	235,000	340,000	350,000	中止
音市場関連イベント	94,795	105,109	117,834	105,805	9,883
沖縄市産業まつり	50,000	50,000	35,000	42,000	中止
こどもの国フェスティバル	48,834	46,357	30,718	73,782	中止
広島東洋カープキャンプ	20,400	26,318	31,780	23,634	1,714
沖縄市工芸フェア	18,000	19,000	15,000	中止	4,500
沖縄国際カーニバル	15,000	18,000	50,000	48,700	3,000
エイサーナイト	10,370	9,300	7,250	9,800	中止
おきなわマラソン	12,750	12,283	13,151	12,321	延期
ピースフルラブロックフェス	3,100	2,000	2,400	2,500	中止
ピースフルラブロックフェスティバル (H27~R1) 沖縄市文化芸術祭 (R2~)	16,094	16,387	2,554	8,429	中止
モータースポーツフェス	33,000	36,000	42,000	42,000	中止
合計	647,343	575,754	687,687	718,971	19,097

出典：沖縄市観光スポーツ振興課

<FC琉球、琉球ゴールデンキングスのホーム戦動員数>



出典：沖縄市観光スポーツ振興課

1. 6 沖縄市における災害の想定と観光施設

(1) 想定される災害の範囲

① 津波浸水の想定

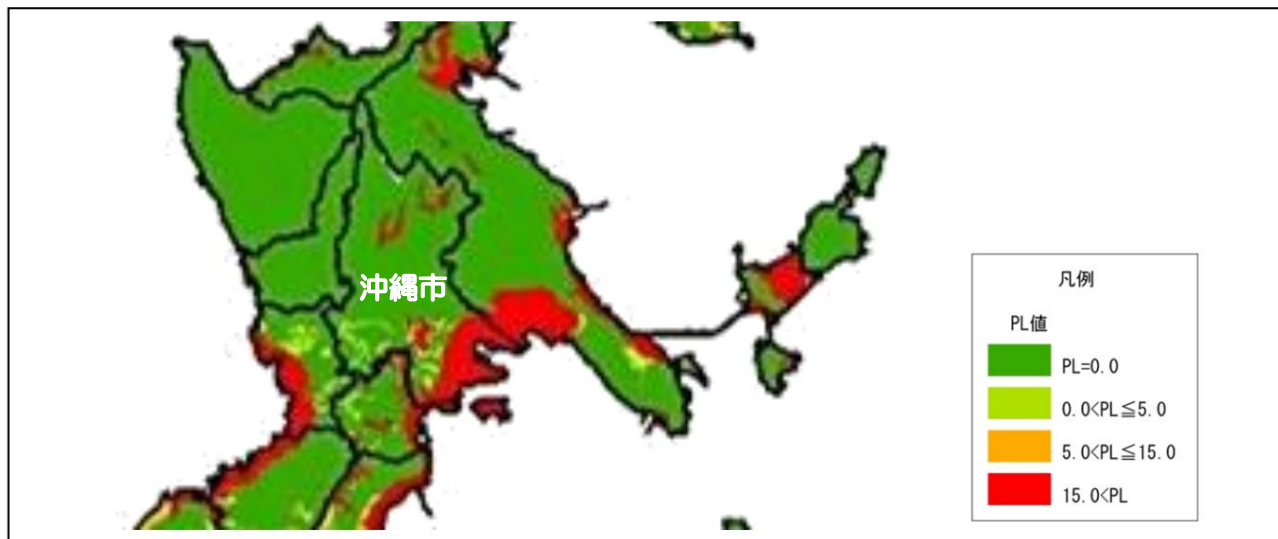
沖縄市地域防災計画では、以下に示すように、市の沿岸部において津波浸水が想定されている。津波浸水範囲に位置する観光関連施設では、津波発生時の対策を事前に計画することが必要である。



出典：沖縄市防災マップ

② 液状化の想定

市内において液状化の危険がある箇所は沿岸に多く分布し、内陸部は液状化の危険度が低くなっている。液状化の危険がある箇所に位置する観光関連施設では、液状化発生時の対応について事前に計画することが必要である。



石川—具志川断層系地震の液状化危険度(PL 値)分布

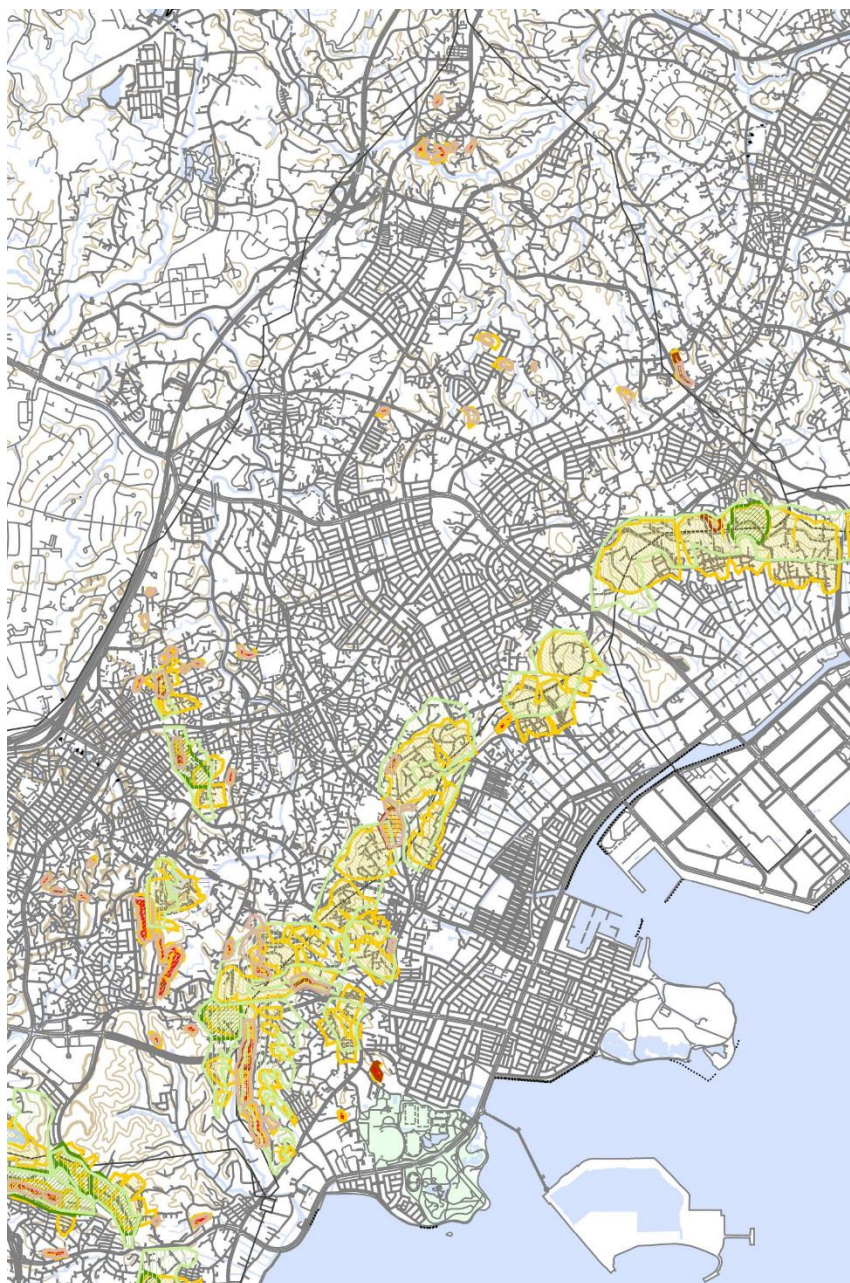
< PL 値に伴う液状化の危険度 >

PL 値	危険度
$P_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < P_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < P_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < P_L$	液状化の危険度が極めて高い

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・液状化危険度部分布図

③ 土砂災害の想定

市内の土砂災害危険区域は主に急な斜面を有している地区に多く分布しており、地震や大雨の際、危険区域に位置する観光関連施設は注意することが必要である。

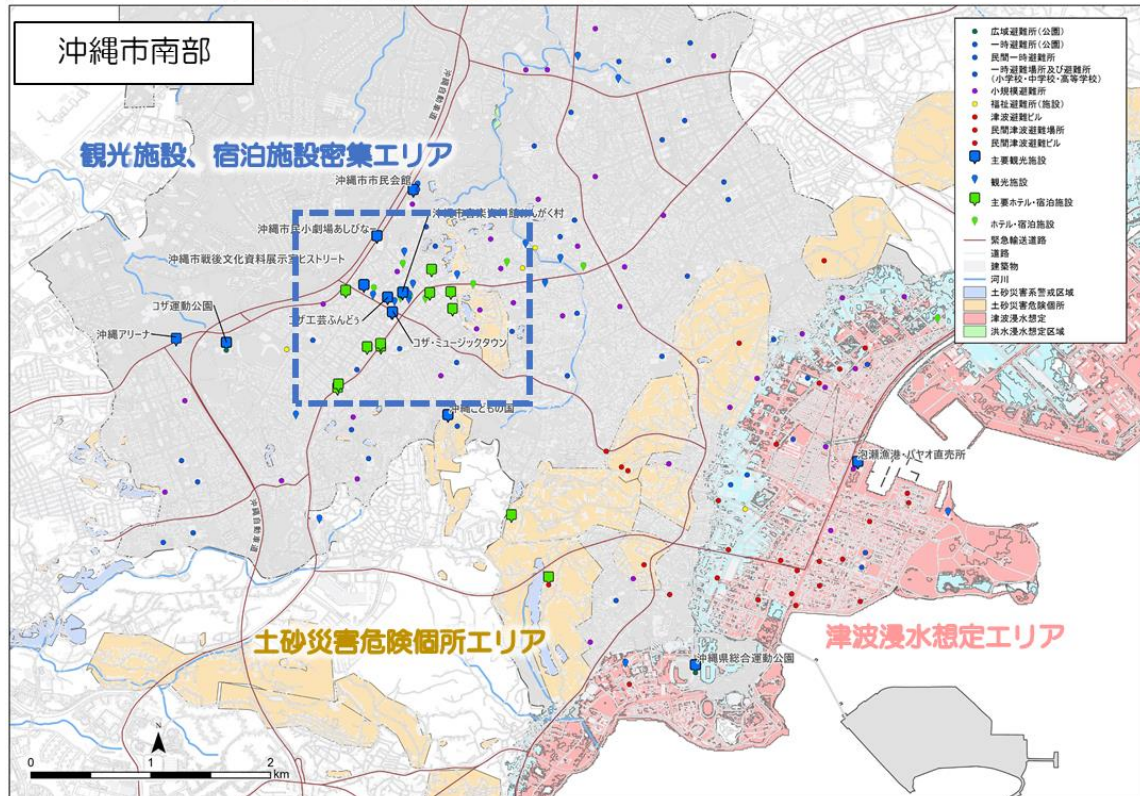
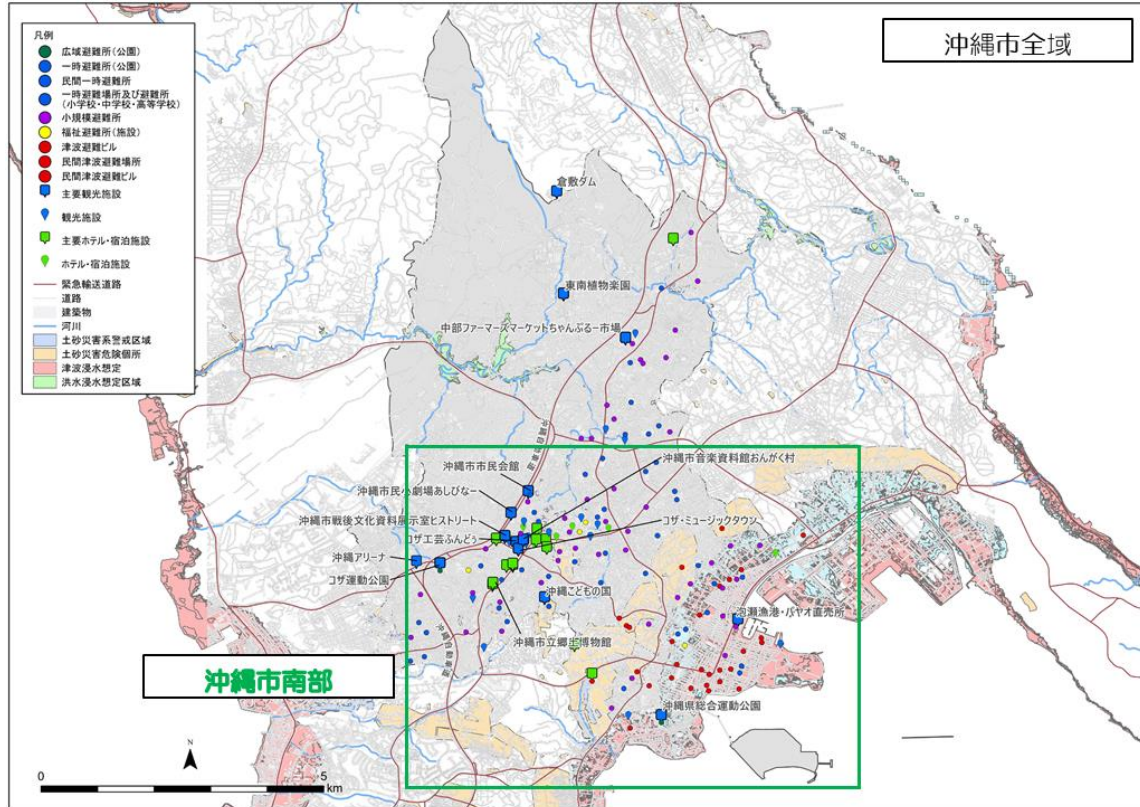


- 土石流危険渓流箇所
- 地すべり危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土石流
- 地すべり
- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 急傾斜地の崩壊

参考：沖縄県土砂災害マップ

(2) 想定される災害の範囲と観光施設の位置関係

沿岸部は津波浸水想定（地震・津波）、内陸部は土砂災害危険箇所（地震・風水害）が南北に縦断して設定されている。観光施設や宿泊施設は、市南部に集中して立地しており、津波浸水想定や土砂災害危険箇所とも近接している。



(3) 沖縄市における災害・危機の履歴

沖縄市地域防災計画において以下の災害・危機の設定がされており、市内の主要観光施設においても被害が及ぶ施設もある。そのため市は、避難経路の確保や沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して取り組む必要がある。

(1) 台風

ア 昭和 32 年台風第 14 号フェイ

襲来年月日：昭和 32 年 9 月 25 日、26 日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26 日）

死傷者・行方不明者 193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）

住宅全半壊 16,091 戸

イ 第 2 宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号コラ）

襲来年月日：昭和 41 年 9 月 5 日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6 日）

傷者 41 名

住宅全半壊 7,765 戸

ウ 平成 15 年台風第 14 号マエミー

襲来年月日：平成 15 年 9 月 10 日、11 日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12 日）

死傷者 94 名（うち死者 1 名）

住宅全半壊 102 棟（うち全壊 19 棟）

(2) 地すべり

発生年月日 平成 18 年 6 月 10 日

発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況 先行降雨量 533mm（5/1～6/9）

集中降雨量 88mm（6/10）

地すべりの規模平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m

移動土量約 34 万 m³、地すべり面積 5 万 6 千 m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

出典：沖縄市地域防災計画（令和 2 年 3 月）

1. 7 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機は、本市の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる災害・危機として、以下に示す5つの観光危機の種別（自然災害・危機、人為災害・危機、健康危機、環境危機、市外で発生した災害・危機）と種別ごとの災害等の分類を想定する。

想定する観光危機	災害等の分類
①自然災害・危機	地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等
②人為災害・危機	ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪など、人為的な要因で起こる災害・危機、また、SNS・報道等などによる風評被害 等
③健康危機	<p>新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症、大規模食中毒、有毒生物（感染症を媒介する蚊、ヒアリ等の強毒性の外来種）の異常発生 等</p> <p>なお、一般に「健康危機」とは、生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態を想定し、上記のほか、薬物劇物中毒や薬害、NBC 災害（N:核物質、B:生物剤、C:化学剤によるテロ）を含む。ただし、本計画では、テロは②人為災害・危機、化学物質の流出事故による中毒等の災害は④環境危機 に含むものとし、薬害は対象としない。</p>
④環境危機	大気汚染、海洋汚染（タンカー油流出事故）、大量の海岸漂着物、化学物質の流出等を含む環境汚染物質の流出等
⑤市外で発生した災害・危機	市外で発生した①から④の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争 等

(1) 自然災害・危機

地震、津波、地震による液状化、風水害（台風や大雨による洪水・高潮・風害（竜巻を含む））、土砂災害等をさす。特に代表される危機は以下のとおりであり、多くの観光客が被災・帰宅困難な状況になる、あるいは観光客数の大幅な減少が長期間継続するものを想定する。

【代表的な危機と例示事象】

災害等の分類	例示事象の内容
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">地震の揺れを観測し、津波が発生。建物が倒壊、建物倒壊に伴う火災が発生する。多くの観光関連施設が被災、観光客に犠牲者が発生、市内に滞在していた多くの観光客が帰宅困難、観光客数の大幅な減少が長期継続する。
地震による液状化	<ul style="list-style-type: none">地震により液状化が発生し、沿岸部を中心に道路の陥没や電柱の倒壊が見られる。
風水害（台風等）	<ul style="list-style-type: none">予報円（台風の中心位置）内に入る台風進路予報が発表される。台風の接近で、観光客のキャンセルが増加する。台風による高潮で沿岸部を中心に浸水被害を受ける地区がある。道路の冠水や停電による通信障害が発生し、多くの観光施設等で営業が困難な状況になる。大型台風の発生により、多くの観光客がホテルに滞留、又は避難所に避難する状況になる。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">台風や大雨により土砂崩壊が発生し、道路の寸断等の被害が発生する。

(2) 人為災害・危機

ホテル等の大規模火災、大規模交通・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、不発弾、武力攻撃、爆発、テロ、交通機関の乗っ取り（バスジャック等）、犯罪、風評等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

災害等の分類	例示事象の内容
爆発	<ul style="list-style-type: none">・観光施設やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受ける。・観光施設内やイベント会場で不発弾が発見される。
火災	<ul style="list-style-type: none">・観光施設や宿泊施設で火災が発生する。
テロ	<ul style="list-style-type: none">・米軍基地やイベント会場等を狙ったテロ攻撃により来場者が被害を受ける。・テロが発生したことにより、国内および海外からの観光客が減少する。
船舶事故	<ul style="list-style-type: none">・大型クルーズ船の事故が発生する。
風評	<ul style="list-style-type: none">・観光に関する不適切な情報が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で拡散され、観光客減少などの損害が発生する。

(3) 健康危機

新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、大規模食中毒、有毒生物等による健康被害等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

災害等の分類	例示事象の内容
新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等による影響	<ul style="list-style-type: none">・市内で新型コロナウイルス感染症等の患者が確認され、市内でクラスターが発生し、濃厚接触者が増加する。・全国的な旅行自粛ムードにより、沖縄旅行の中止・延期が増え始め、修学旅行のキャンセルが相次ぐ。・沖縄観光客及び観光関連事業従事者にも多くの感染者が確認され、従業員の確保が困難になり営業中止になる。
大規模食中毒による影響	<ul style="list-style-type: none">・飲食店等で食事をした観光客に食中毒の被害が発生する。
有毒生物等による影響	<ul style="list-style-type: none">・有毒生物（ハブやハブクラゲなど）が確認され、多くの人々が噛まれたり刺されたりするなどにより被害が発生する。

(4) 環境危機

大気汚染、海洋汚染等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

災害等の分類	例示事象の内容
大気汚染	• 基準値を超える PM2.5（微小粒子状物質）が観測され、市内への観光、修学旅行等のキャンセルが相次ぐ。
海洋汚染	• タンカー等が事故に遭い、重油が流出し海岸に流れ着く。 • ビーチでの遊泳、マリンスポーツが長期にわたり不可能となる。
有害物質 （PFOS・ PFOA など）に よる環境汚染	• 米軍基地から有害物質（PFOS・PFOA など）を含む汚染水が流出する。 • 汚染水を含んだ水産物への影響により、水揚げ量が減り、消費が減る。

(5) 市外で発生した災害・危機

海外で発生したテロ、市外・県外で発生した災害・危機で本市の観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

災害等の分類	例示事象の内容
海外で発生したテロ	・日本国外の米国大使館、海外在留米軍基地を標的とした大規模の同時多発テロが発生し、沖縄旅行への旅行自粛ムードが広がる。
市外・県外で発生した災害・危機	・市外や県外で大規模な災害や危機が発生し、那覇空港や羽田空港などの滑走路が使用不可になり、沖縄県への観光客が減少する。 ・県外で大規模な災害が発生し、沖縄県への被害はないものの、日本全体への旅行が自粛され、本市各地の観光客が減少する。
経済変動	・円高の進行や国際的な金融危機が続き観光客も減少する。

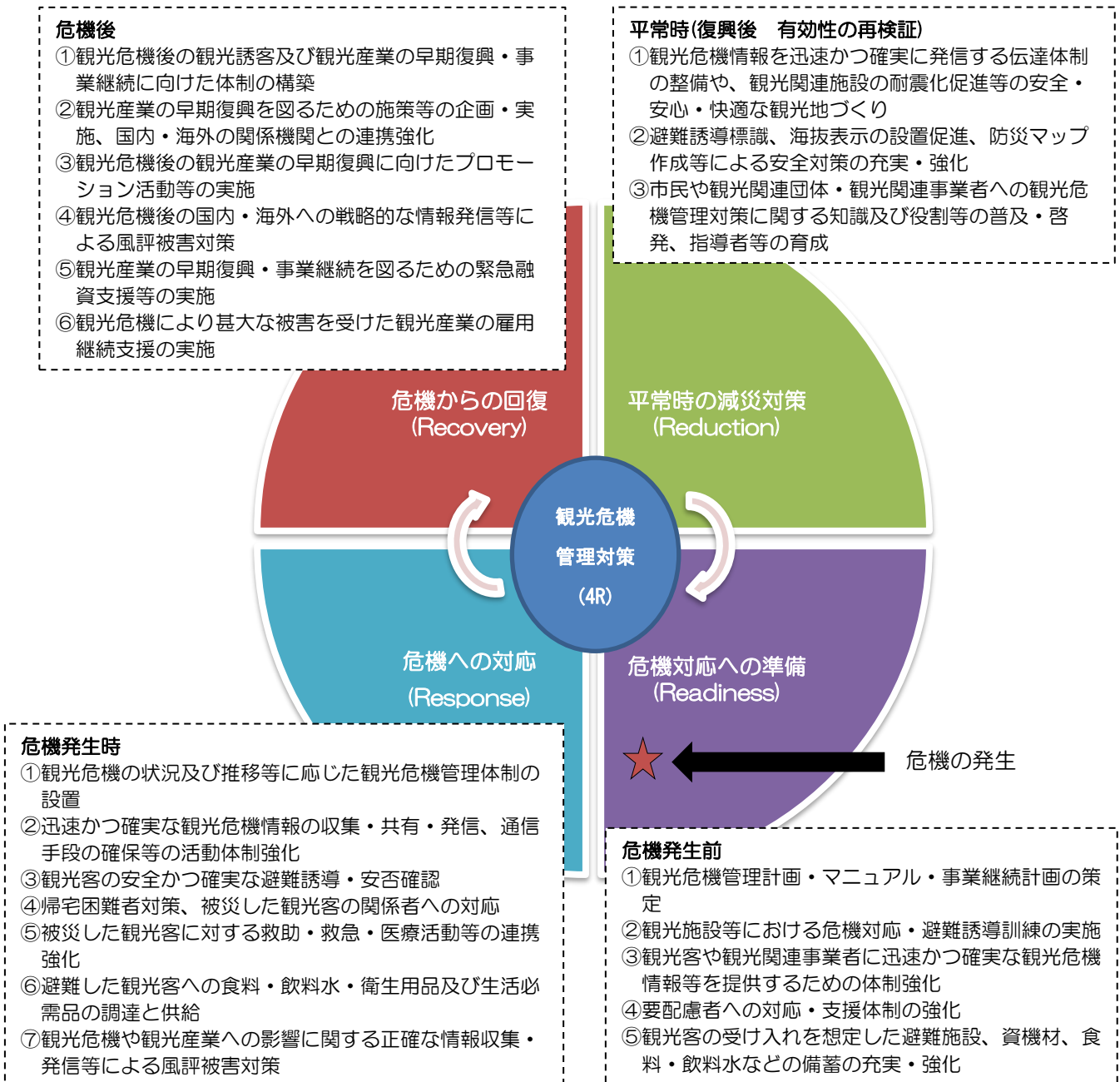
1. 8 基本方針

(1) 基本的な考え

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があり、それぞれの段階において、沖縄市や観光関連団体・観光関連事業者及び市民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

観光危機管理対策(4R)のイメージ



1. 9 各段階での概要

(1) 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

■主な取り組み

- ① 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示の設置促進、防災マップ作成等による安全対策の充実・強化
- ③ 市民や観光関連団体・観光関連事業者への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

(2) 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光関連団体・観光関連事業者による観光危機管理計画やマニュアル策定の促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児連れ、妊婦など配慮が必要な観光客）への支援体制の強化等の施策を推進する。

■主な取り組み

- ① 観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画の策定
- ② 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ③ 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ④ 要配慮者への対応・支援体制の強化
- ⑤ 観光客の受け入れを想定した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

■主な取り組み

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水・衛生用品及び生活必需品の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

(4) 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の市内観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

■主な取り組み

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の構築
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な被害を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

第2章 観光危機管理体制

2.1 観光危機管理体制の考え方

観光危機管理に係る体制は、その危機の種類や段階により変化していくものであるため、各関係者による管理体制の考え方を以下に示す。

(1) 市の体制

市の体制として、「沖縄市地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの関連計画により災害対策本部等が設置された場合は、当該計画に基づく体制内における経済文化部の役割として、観光危機管理に係る対応を行う。

一方、関連計画による災害対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定めるところの体制とする。

同様に自然災害等の対応が収束した後に関連計画による体制が解除され、観光産業にとっての回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制とする。

＜市の観光危機管理体制＞

観光危機管理体制		主な取り組み
初動体制	観光危機の状況及び推移等によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらす可能性がある場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 観光危機の状況及び推移等の監視 観光危機情報の収集、分析及び共有 等
警戒体制	観光客の生命、身体に相当程度の被害が生じ、若しくは生じる恐れのある場合、又は、観光産業の事業継続に相当程度の支障が生じ、若しくは生じる恐れがあり、その危機の程度が対策本部を設置するに至らない場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害状況の収集・分析・共有の実施 状況に応じた観光客への情報発信、避難誘導・安全対策、帰宅困難者対策の実施 マスコミなどメディアを活用した正確な情報発信 観光産業の早期復興・事業継続支援の実施 等
対策本部	観光危機の確度が高まり、観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、若しくは生じる恐れのある場合、又は、観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、若しくは生じる恐れのある場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 危機対応方針の策定及び共有 状況に応じて協力・支援依頼の実施 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有の実施 観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策の実施 マスコミなどメディアを活用した正確な情報発信 観光産業の早期復興・事業継続支援の実施 等

(2) 観光関連団体・観光事業者の体制

市内の観光関連団体・観光関連事業者は、日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、経済文化部をはじめとする担当部署や観光関連団体・観光関連事業者と連携して、観光危機管理情報伝達体制などの整備を促進する。観光危機が発生した場合には、市に設置される災害対策本部等（関連計画に基づく災害対策本部及び観光危機管理に関する災害対策本部）と連携可能な連絡体制を構築する。

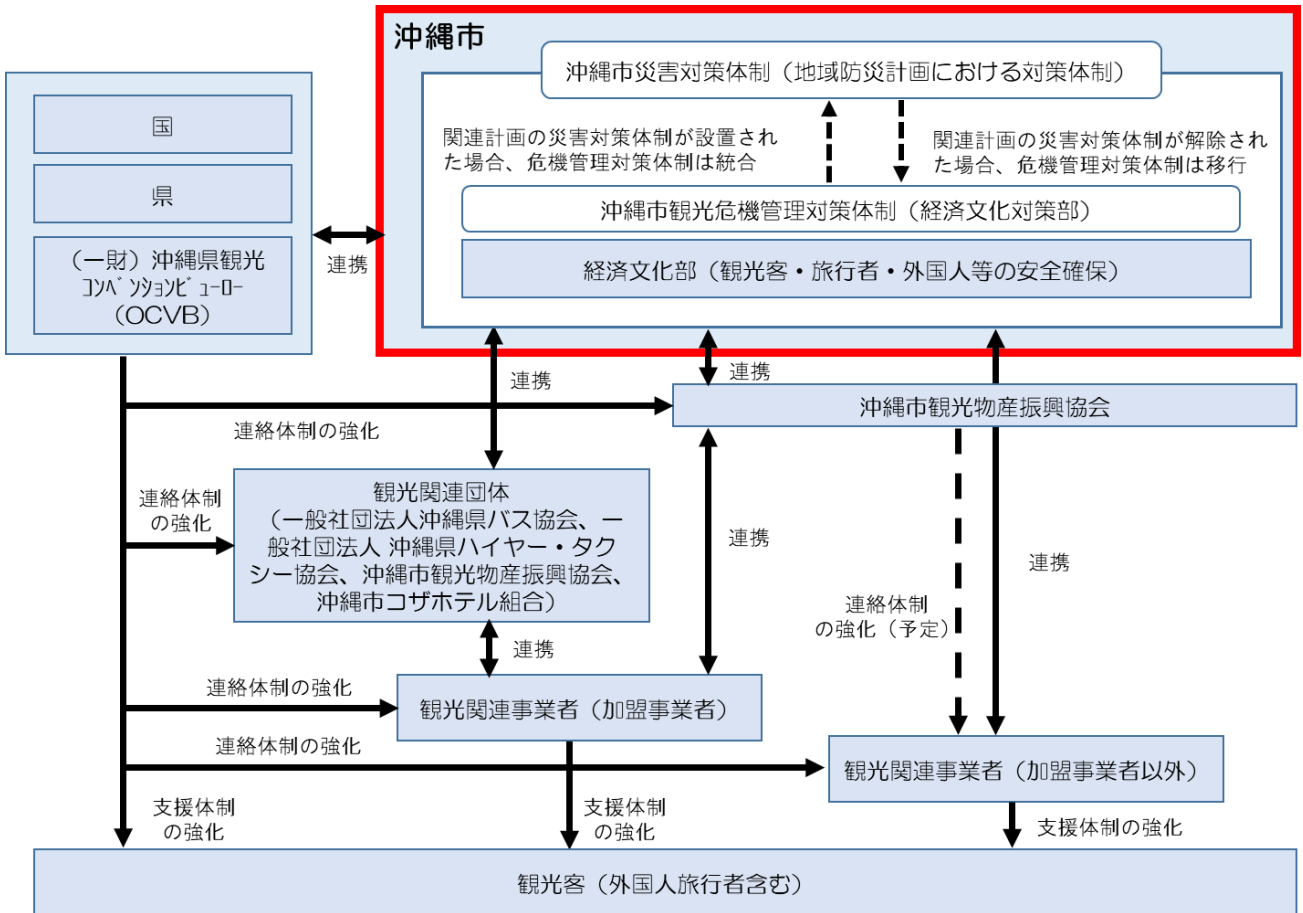
(3) 国・県及び他の市町村との体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるように努める。

2. 2 観光危機管理体制のイメージ

市における観光危機管理体制は、既存計画による本部設置状況等により変化する。また、将来的には以下のように経済文化部に情報を集約し、連絡体制等の構築を目指す。



第3章 平常時の減災対策（Reduction）

3.1 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり

（1）情報伝達体制の整備

市と沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者が連携して、市内に滞在する観光客へ、観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達できる体制の整備を推進する。整備にあたってはWi-Fi等の無線LANの導入を検討し、災害時でも観光客が情報を容易に入手できる環境を目指す。

（2）避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備

市は、沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者と連携して、台風などの風水害や地震津波などが発生した際、市内に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識及びAEDの設置を促進する。

① 避難場所の確保

沖縄市地域防災計画に基づく避難場所について、観光危機発生時に観光客が避難可能な状態とする。

② 避難経路の確保

台風や地震津波が発生あるいは発生が予想される場合に、観光客が観光関連施設から避難場所へ安全に避難する事が可能な避難経路を確保する。避難経路の設定にあたっては、土砂災害、火災や建物、壁の倒壊に配慮する。

③ 避難誘導標識の設置

観光関連施設や避難経路上には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい避難誘導標識の設置を行う。なお、避難場所の表記はJIS規格（令和元年度改定）にあったものとする。

④ AED装置の設置

観光関連施設や避難場所及び避難経路上において、観光および避難時における心肺停止状態にある観光客への対応のために、適切な箇所にAED装置の設置を促進する。

（3）観光施設等の耐震化促進

市は、沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者と連携して、市内の観光施設、宿泊施設等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設等の耐震化促進に努める。

3. 2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

(1) 避難場所・経路等の観光客への周知

市と沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者が連携して、国内外の観光客にも容易に判別できる多言語対応した避難誘導標識の設置、観光施設への海拔表示及び防災マップの掲示等、平常時の減災対策を行う。

また、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報について、ウェブサイトやソーシャルメディア、既存の観光マップなどを活用して観光客等に周知する。

(2) 外国人観光客への配慮

市と沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者が連携して、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、市内の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への多言語の併記、多言語による防災パンフレットを作成し、市内に滞在する外国人観光客に配布する。

(3) 国及び県と連携した新技術の活用

市は、県や国と連携して、観光危機発生時における避難誘導等におけるカーナビを含む高度道路交通システムや通信技術による新技術の活用を検討することに努める。

3. 3 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

市は、市内の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、緊急時でもわかりやすく、観光関連事業者等による観光客への適切な避難誘導等が実践できるよう、防災マップや観光危機発生時の行動マニュアル等の作成を行う。また、市民、沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者等への研修・教育を実施する。

沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者は、研修・教育等へ積極的に参加し、観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発を図る。

第4章 危機対応への準備（Readiness）

4.1 観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画等の策定

市は、観光関連事業者等へ観光危機発生時の対応すべき行動をまとめた行動マニュアルの作成を促進する。

沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機発生時に本計画の内容が実践されるよう、観光危機管理に関するマニュアルの策定や危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るための計画の策定に努める。

4.2 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施

本計画に基づき策定される行動マニュアル等の妥当性・実効性の検証や、関係者の理解力向上のため、市内で発生する観光危機を想定した危機対応・避難誘導訓練を計画し実施する。

なお、観光危機対応訓練・避難訓練は、沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者と一体となって実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

また、以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施するものとする。

- ・ 災害情報の収集内容
- ・ 円滑な参集、体制の構築
- ・ 観光客への情報伝達方法
- ・ 避難誘導、救護方法
- ・ 安否情報の確認方法
- ・ 関係者への情報連絡方法
- ・ 備蓄確認、調達方法
- ・ 観光客の移送、物資の輸送方法
- ・ 要配慮者（障がい者や外国人等）への対応方法
- ・ 帰宅困難者への対応
- ・ ボランティア等の支援者の受け入れ方法

4. 3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための活動体制強化

(1) 情報伝達体制の充実・強化

市は、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化に努める。

沖縄市観光物産振興協会および観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機に関する情報を一元化し、地域に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化に努めるとともに、施設の放送整備、拡声器等の伝達手段の整備を図る。

(2) 情報伝達内容の整備

市と沖縄市観光物産振興協会及び観光関連団体、観光関連事業者が連携し、観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達を実施し、市内に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、観光客等へ伝達する内容について整備する。その際には、障がい者、外国人や要配慮者等の観光客にも配慮した効果的な伝達内容を整理する。

観光関連事業者は、対象とする観光危機毎に観光客等へ伝達する内容について整備するとともに、従業員との連絡体制の強化及び避難誘導體制の整備に努める。

(3) 情報伝達手段の多様化

市と沖縄市観光物産振興協会及び観光関連団体、観光関連事業者が連携し、観光施設や、レンタカー、タクシー、小型バス、船舶、自転車、観光事業者が保有するマイクロバス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達するため、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、防災無線、防災ラジオ、携帯電話、スマートフォン、QRコード等を用いた伝達手段の多様化を図る。

(4) 情報伝達手段の多重化

市と沖縄市観光物産振興協会及び観光関連団体、観光関連事業者が連携し、停電等により、通常の通信回線が使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段の活用や様々なルートから情報が入手できる体制整備を促進し、情報伝達手段の多重化を図る。

4. 4 要配慮者への対応・支援体制の強化

(1) 要配慮者への支援体制等の整備

市は、沖縄市観光物産振興協会及び観光関連団体、観光関連事業者と連携し、観光危機発生時における要配慮者への支援方法や支援体制等を充実・強化し、安心して利用できる環境づくりに努める。

市は、災害時に観光関連事業者が要配慮者に対して円滑に対応できるよう、市内の障がい者など社会福祉施設と連携し、災害時の避難支援体制の構築に向けた取り組みをすすめる。また、防災マップや防災パンフレットなどを作成・配布するとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア等を活用し、要配慮者にもわかりやすい防災情報を発信する。

沖縄市観光物産振興協会及び観光関連団体、観光関連事業者は、市と連携し安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、勉強会や訓練等を実施し平常時から対応できる体制を構築する。

(2) 外国人観光客への情報発信

市は、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化を図るため、多言語通訳サービスの活用や専門的資格や技能を有する者（市内在住の外国人）の把握に努める。

また、「災害時に訪日外国人旅行者への情報提供に役立つツールについて（観光庁）」など既存ツールを活用して、外国人観光客への情報発信の拡充を図る。

<外国人観光客向けの情報（例）>

○ 災害時に、訪日外国人自身が情報収集等に利用できるツール

- ・ JNTOグローバルサイト【英語対応】
- ・ Japan Visitor Hotline（JNTOコールセンター）
- ・ NHKワールド JAPAN【英語対応】
- ・ 気象庁【日・英・中・韓等 11 か国語対応】

○ 災害時に、訪日外国人へのご案内に役立つツール

- ・ 多言語音声翻訳システム（VoiceTra 等）【日・英・中・韓等 31 言語対応】

4. 5 観光客の受け入れを想定した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(1) 避難場所・経路等の把握

市は、市内における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に市内に滞在する観光客等が安全に避難できる市の避難施設、観光関連施設が設定している避難場所やそこまでの経路等の把握、充実・強化に努める。

避難所については、市の地域防災計画で示される指定避難所及びその他の避難所があり、地域防災計画等の修正・変更に合わせて適宜把握する。（令和2年3月沖縄市地域防災計画により指定緊急避難場所・広域避難場所・一時避難場所・津波避難施設・指定避難所・避難所などを設定）

なお、避難場所は災害の種別により異なるため、土地勘のない観光客への誤った誘導が生じないように十分な把握に努める。

(2) 資機材の把握

市は、市内の観光産業の事業継続に必要な資機材（燃料、発電機、乾電池等）を把握し、必要な際に迅速に調達できる体制の整備に努める。

(3) 食料・飲料水等の備蓄等

市は、観光危機発生時に避難所等に避難している市民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況を把握し、繁忙期や多様な旅行形態の観光客にも配慮して必要な量の備蓄の確保や迅速に調達できる体制等の整備を行う。

備蓄の確保に際しては、市内の事業者に対して協力協定を締結するなど協力体制を構築するだけでなく、近隣市町村とも連携体制を構築する。

また、外国人観光客やアレルギーを持つ観光客については、常備する備蓄での十分な対応ができないことが想定される。そのため、ハラール対応食材やアレルギー対応食材を保有する店舗や飲食店と連携した対応を行うことが望ましい。

4. 6 観光関連事業者が行う訓練・講習会・各種計画策定等の確認

市は、市内の観光関連事業者が行う訓練、講習会、各種計画及びマニュアル策定等に対し実施状況の確認、修了証の交付などを行い、観光危機管理に対する意識の向上を図る。

第5章 危機への対応 (Response)

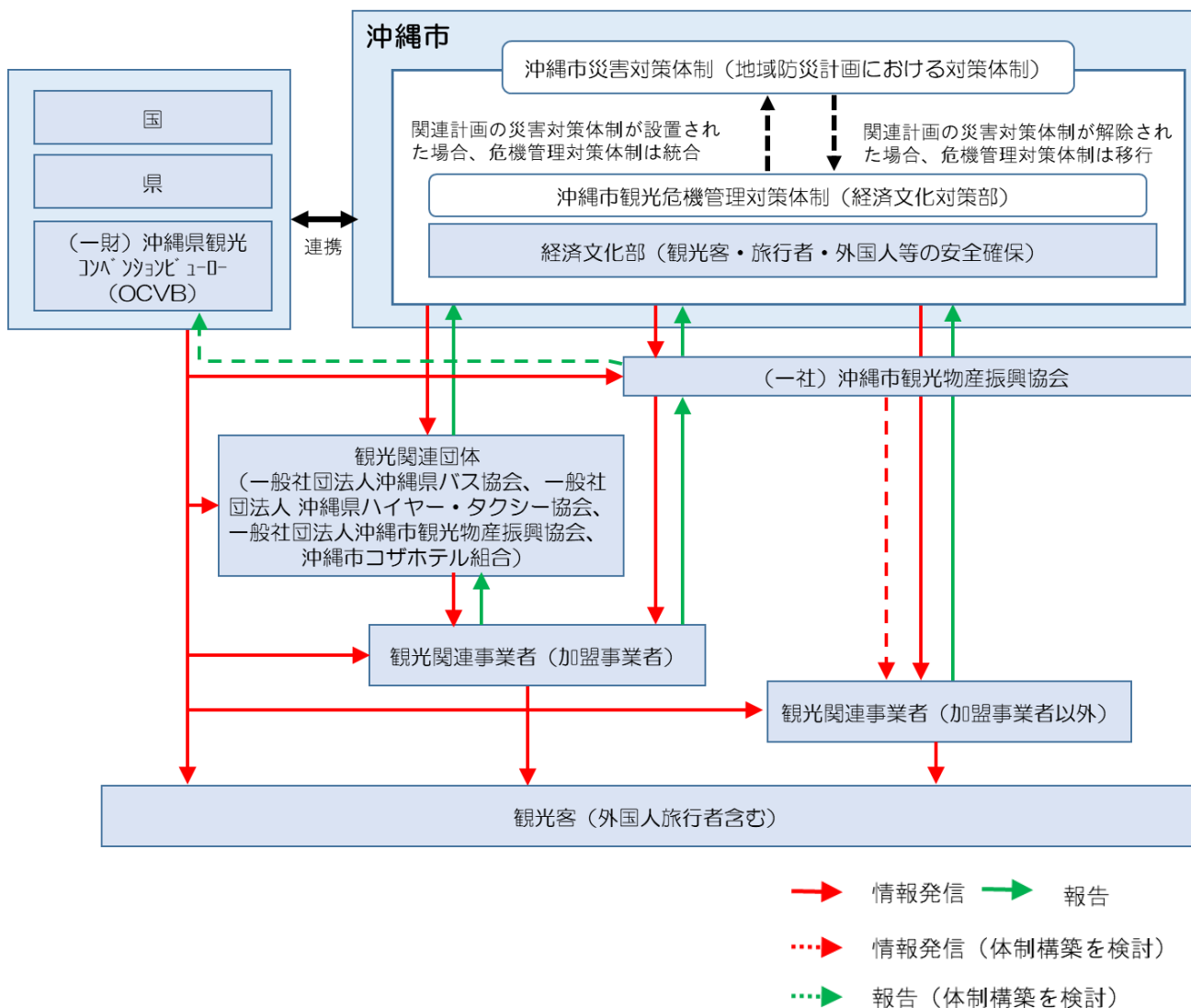
5.1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

本項目では、観光危機が発生した際に、迅速に活動可能な体制を構築することを示している。

(1) 観光危機管理体制の設置

市内に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、市は観光危機管理体制を設置し、県、近隣市町村、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。

なお、市に災害対策本部等の関連計画による体制が設置されている場合には、当該体制内での経済文化部の役割として対応を行う。



■観光危機管理体制時（初動体制、警戒体制、対策本部）の所掌事務

観光危機管理体制（経済文化部）に係る対応班は以下に示す5班での対応を基本とする。ただし、被災の対応等による増減・異動の判断は、経済文化部が行うものとする。

班	班長	班員	所掌事務
観光スポーツ振興班	観光スポーツ振興課長	観光スポーツ振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の被害調査とりまとめ及び部内の連絡調整に関する事。 2 観光客等の被害状況調査及び収集に関する事。 3 外国人の被害状況調査、収集及び相談に関する事。 4 所管の被害調査に関する事。 5 部内の他班に属しない事。
商工振興班	商工振興課長	商工振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係の被害調査に関する事。 2 市内事業所事業継続計画（BCP）の支援に関する事。 3 事業所に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。 4 所管の被害調査に関する事。
企業誘致班	企業誘致課長	企業誘致課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職業のあっせんに関する事。 2 部内各班の応援に関する事。 3 所管の被害調査に関する事。
農林水産班	農林水産課長	農林水産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、畜産等の被害調査及び対策に関する事。 2 船舶、漁船等の被害調査に関する事。 3 農水産業用資機材の調達、あっせんに関する事。 4 農業水産関係復旧事業及び融資に関する事。 5 主食及び副食の調達に関する事。 6 所管の被害調査に関する事。
文化芸能班	文化芸能課長	文化芸能課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の被害状況調査、収集及び相談に関する事。 2 所管の被害調査に関する事。

(2) 初動体制の設置

市は、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を設置し、観光危機管理体制内の各班に対し、状況に応じて市内に滞在する観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の指示を行う。

なお、体制設置に係る基準は次ページのとおりである。

① 自然災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準
観光危機管理 初動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、分析、共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県の全域又は一部の地域に接近するおそれがある台風情報が気象台から発表された場合、暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に身体的、物理的な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
観光危機管理 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生への準備 ・ 早期帰宅検討、対応 ・ 被害情報の収集・状況分析・共有、営業方針の決定 ・ 観光客への情報発信 ・ 避難誘導・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等による航空便及び船舶の欠航等で相当程度の滞留者が発生し、OCVB等による通常対策を超える対応が必要、又は必要となることが想定される場合 ・ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生し、県又は市の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。
観光危機管理 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策 ・ 観光産業の早期復興 ・ 事業継続支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生し、または発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

※地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で経済文化対策部としての役割を果たす。

② 人為災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準
観光危機管理 初動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、分析、共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、航空機・船舶事故等の人為災害・危機が発生した場合。
観光危機管理 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期帰宅検討、対応 ・ 被害情報の収集・分析・共有、営業方針の決定 ・ 観光客への情報発信 ・ 避難誘導・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、航空機・船舶事故、武力攻撃、テロ等が発生し、観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生、又は発生するおそれがあり、県の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。
観光危機管理 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策 ・ 観光産業の早期復興 ・ 事業継続支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、航空機・船舶事故、武力攻撃、テロ等が発生し、観光客又は観光関連事業に甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

※地域防災計画や国民保護計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で経済文化対策部としての役割を果たす。

③ 健康危機の場合

設置体制	実施内容	基準
観光危機管理 初動体制	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析、共有 	<ul style="list-style-type: none"> 県内において新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合。
観光危機管理 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 早期帰宅検討、対応 被害情報の収集・分析・共有、営業方針の決定 観光客への情報発信 避難誘導・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症等の感染症患者が発生、感染が拡大しつつあり、観光客又は観光関連事業者に相当程度の影響が発生、又は発生するおそれがある場合。 組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。
観光危機管理 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業の早期復興 事業継続支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で発生した新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症等により、観光客又は観光産業に相当程度の被害が発生又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

※新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で経済文化対策部としての役割を果たす。

④ 環境危機の場合

設置体制	実施内容	基準
観光危機管理 初動体制	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析、共有 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客又は観光関連事業者に影響を与えるおそれがある海洋汚染等の環境危機が発生した場合。
観光危機管理 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 早期帰宅検討、対応 被害情報の収集・分析・共有、営業方針の決定 観光客への情報発信 避難誘導・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染等が拡大しつつあり、観光客又は観光関連事業者に相当程度の影響が発生、又は発生するおそれがあり、県の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。
観光危機管理 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業の早期復興 事業継続支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染等により、観光産業全体に相当程度の被害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

⑤ 市外で発生した災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準
観光危機管理 初動体制	<ul style="list-style-type: none"> • 情報収集、分析、共有 	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄観光は平常どおりと認識されている状況にもかかわらず、県外・海外で発生した観光危機により、観光産業に相当程度の影響を与えるおそれがある場合。
観光危機管理 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> • 早期帰宅検討、対応 • 被害情報の収集・分析・共有、営業方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄観光は平常どおりと認識される状況にあるにも関わらず、県外で発生した観光危機に関する報道又は報道以外の手段による情報拡散によって、観光客の予約キャンセル等が増加しつつあり、観光産業に相当程度の経済的損失が発生、又は発生するおそれがあり、組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合。
観光危機管理 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> • 観光客への情報発信 • 避難誘導・安全確保 • 帰宅困難者対策 • 観光産業の早期復興 • 事業継続支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄観光は平常どおりと認識される状況にあるにも関わらず、県外で発生した観光危機に関する報道又は報道以外の手段による情報拡散によって、修学旅行等団体観光客の予約キャンセル又は旅行延期等が相当規模に達し、観光産業に甚大な経済的損失が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合。

※国民保護計画等に基づく対策本部が設置された場合、同計画等に基づく対策本部内で経済文化対策部としての役割を果たす。

5. 2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有、発信、通信手段の確保等の活動体制の強化

本項目では、観光危機が生じた際に、的確に情報の収集・発信を行うことについて記している。

(1) 危機状況の把握

市は、観光危機の種別に応じて、総務部防災課など関係する課から情報を入手する。また、気象庁からの情報や、各種 Web サイト（ハイサイ！防災で～びる等）、その他のツールを活用し、災害等による観光危機の状況を把握する。なお、市外のインフラ等の状況については県対策本部等（県観光危機管理対策本部、県災害対策本部等）より確認する。

観光関連団体、観光関連事業者等の関係者は、各自ができるだけ早期に情報を入手できるように努め、状況把握が困難な場合は、経済文化部に確認する。

情報の入手元は以下を参考とする。

観光危機の種別	情報入手元の例
①自然災害・危機	総務部防災課、その他該当する課、気象庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース など ※地域の被災情報や通信状況については、可能な限り事業者自ら確認を行う
②人為災害・危機	総務部防災課、市民部市民生活課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース など
③健康危機	健康福祉部市民健康課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース など
④環境危機	市民部環境課、その他該当する課、気象庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース など
⑤市外で発生した災害・危機	総務部防災課、該当する部署、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース、沖縄県 など

(2) 交通状況・宿泊状況等の把握

市は、県、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者及び市外の観光関連団体と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする市内外の交通状況、市内外の宿泊情報等を収集し共有する。また、周辺自治体とも連携し、情報共有・収集を実施していくことに努める。

必要とする情報は以下を参考とする。

情報種類	情報内容
市内の交通状況	路線バス、その他バス、市内の道路網状況
市内の宿泊情報	市内にある宿泊施設の状況（民泊等を含む）、市内にある避難施設の状況
市外の交通状況	那覇空港及び各航空機の運航状況、必要に応じて、那覇港の状況
市外の宿泊情報	那覇市内の宿泊施設の状況、周辺市町村（うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村）の宿泊施設の状況、周辺市町村の避難施設の状況

（３）観光客等への情報の発信

市は、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携し、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、観光施設や市内に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を発信する。情報の伝達にあたっては、外国人観光客などの要配慮者にも効果的に情報発信できるよう多言語対応に努める。

また、観光施設やレンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している市内に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた多様な伝達手段による情報発信に努める。なお、情報が伝わりにくい場所については、防災無線などの活用も含め検討する。

さらに、観光に対する負のイメージを抱かれてしまわないために、正確な情報発信に努める等クライシスコミュニケーションを推進する。

（４）被害状況、避難状況等の情報の発信

市は、県、近隣市町村、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、市内に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信に努めるとともに、必要に応じて、市内の観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、インターネットなどを活用した発信に努める。

また、災害時の情報はタイムリーな情報が重要であり定期的な情報更新が必要であるため、市と沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者が連携し、情報体制の構築に努める。

5. 3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認

(1) 観光客の避難誘導

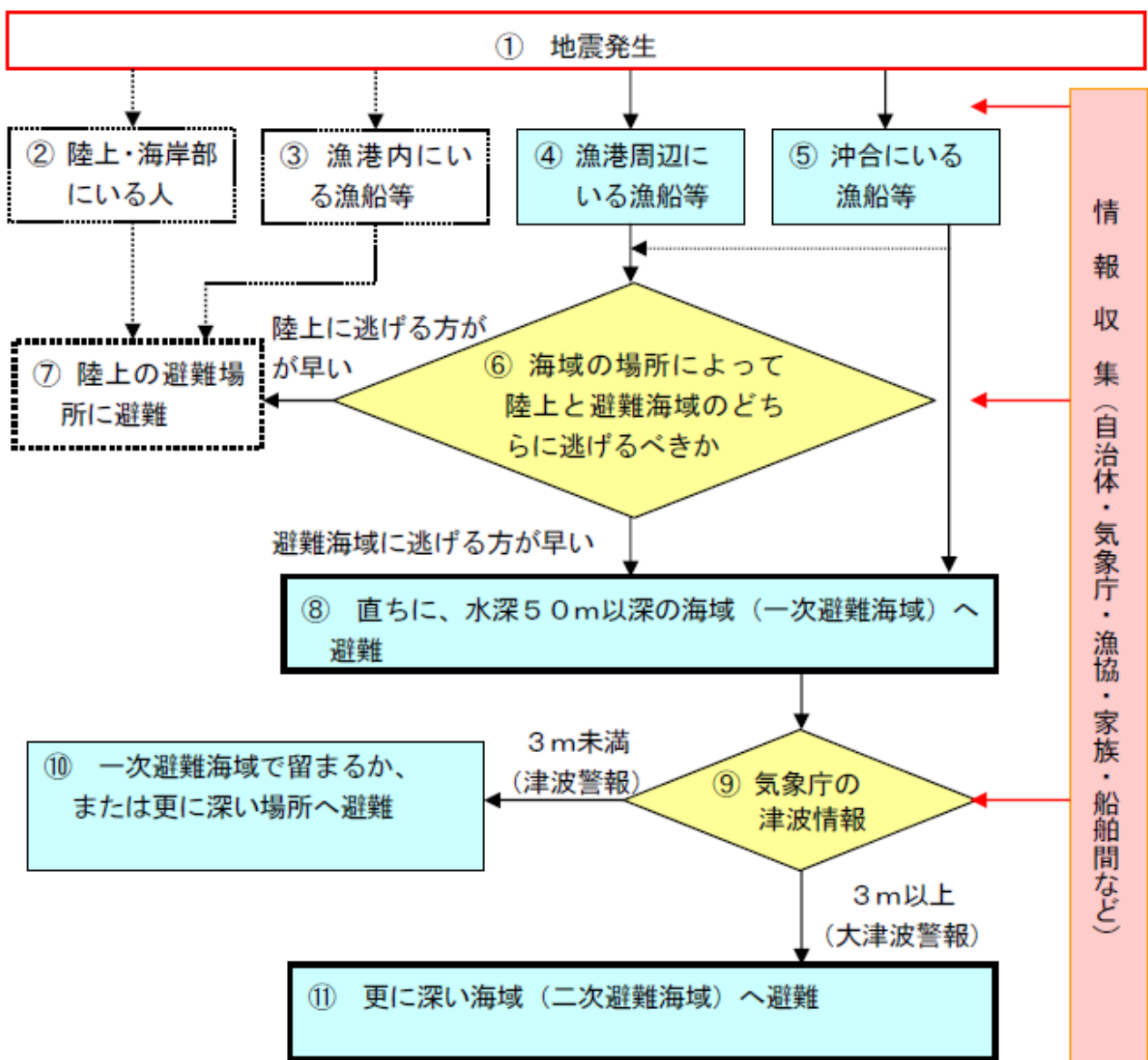
自然災害や不発弾等の爆発物の発見などの危機が発生した場合、関係者は、まずは自分自身の身の安全を確保し、また、危機の状況に応じて家族の身の安全を確認するなど、避難誘導に専念できるようにした上で、要配慮者にも留意した観光客の安全かつ確実な避難誘導を行う。

(2) 沖合いでの観光客の避難誘導

地震発生後において津波の恐れがある場合、港を発着した船や、ダイビング等で漁港内及び沖に出ている船は、船の位置、津波の到達状況、港及び港周辺の状況に関する情報を素早く収集し、陸上への避難、沖（避難海域）への避難のどちらが良いかを判断し、自分自身と観光客の身の安全を確保しながら直ちに避難を行う。

<沖合いでの観光客の避難誘導>

★漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合いにいる漁船等の船舶は、直ちに概ね水深50m以深の海域(一次避難海域)へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報(3m以上)」が出された場合、更に水深の深い海域(二次避難海域)へ避難する。



出典：水産庁漁港漁場整備部「災害に強い漁業地域づくりガイドライン(平成24年3月)」

(3) 観光客の安否確認

市は、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して観光客の避難情報及び安否情報を収集する。また、警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。

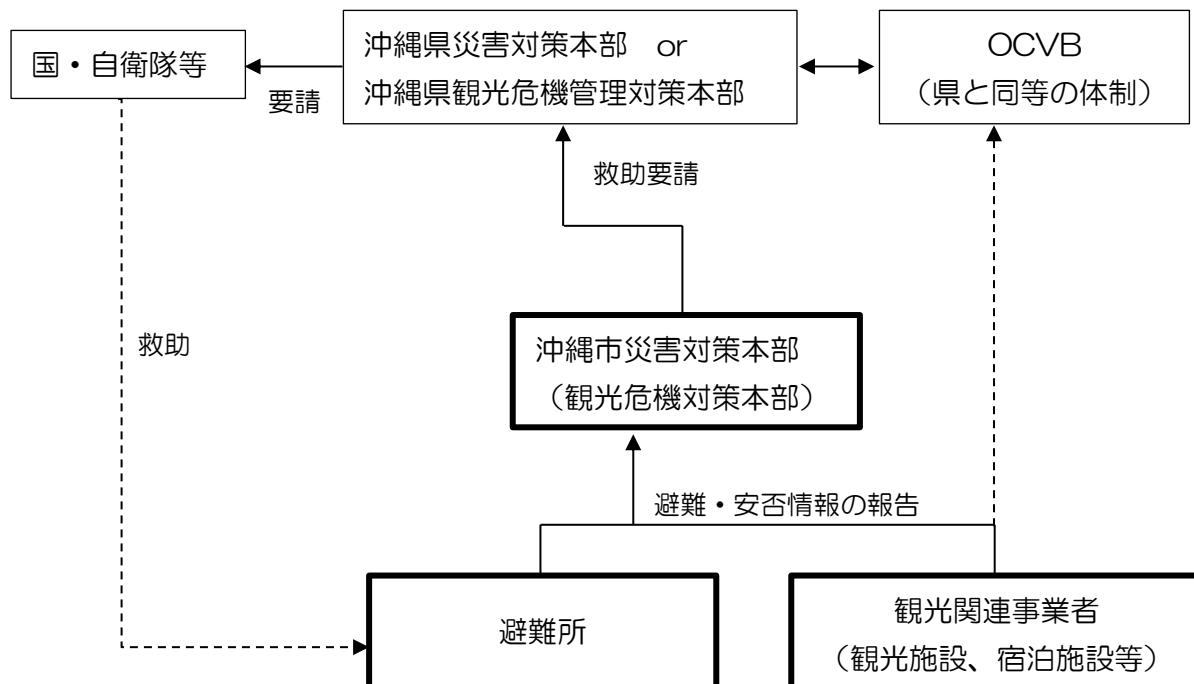
特に、修学旅行や合宿などにおいては、旅行業者を通じて、市内に滞在する学校等の避難状況を把握・整理する。

(4) 救助要請

市は、収集した安否情報を基に、孤立等により観光客の救助が必要な場合は、県を通じて自衛隊等への救助要請を行い、速やかな救助対応を行う。

なお、災害対策本部が立ち上がっている場合は、安否情報を基に災害対策本部防災班が行う。

<救助要請フロー>



(5) 他市町村との連携

観光危機への対応時、危機・被災の規模や状況等により、近隣市町村との連携により円滑に対応する。特に、生活必需品の供給や医療活動については、近隣市町村との連携により実施する。

(6) 近隣市町村より受入れた観光客の安否確認

自然災害などの観光危機発生時においては、発災直後から時間の経過とともに被災者が移動する場合も想定できる。特に市町村境界に近い避難所等においては、近隣市町村から収容されることもある（近隣観光施設からの移動や、自衛隊救助による移送も含む。）。

そのため、市は、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携し、観光客の状況・人数が変化することに配慮して最新の安否情報を維持する。

5. 4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

帰宅困難者への対策が必要な場合は、以下の点について検討し実行する。

帰宅困難者や被災した観光客への対応は、要配慮者（障がい者や外国人観光客等）も含まれていることに留意して実行する。特に情報の発信については正確な伝達ができるように努める。

（1）帰宅困難者を出さないための対応

猛烈な台風の接近等、事前に航空機欠航の可能性が高いと想定される場合、市は、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携し、観光客に対して早期帰宅を促すなど帰宅困難者が発生しないように努める。

観光客が新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合には、学校保健安全法に定められた感染症の出席停止期間中に該当する方は、航空機への搭乗が制限され帰宅できなくなる。そのため、市内や施設に滞在中の観光客が感染しないよう、観光関連事業者と連携し県内での正確な発症情報等を観光客に伝え、また、感染拡大予防に向けた注意喚起および対策を行うよう努める。

<学校保健安全法に定められた感染症の出席停止期間中に該当する事象>

病名	出席停止期間等
インフルエンザ	小中高校、大学：発症後5日経過し、かつ解熱後2日間 幼稚園：発症後5日経過し、かつ解熱後3日間
百日咳	特有のせきが消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、 流行性角結膜炎など	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

出典：学校保健安全法施行規則を基に作成

（2）帰宅困難者の対応

市は、観光危機により空港の閉鎖や道路交通の麻痺が生じ、多くの観光客が市内に滞留している場合、帰宅困難者対策として、国、県、OCVB等と連携し、滞留している観光客数の情報提供や滞在場所等の調整対応を行う。

（３）協力依頼及び連携

市は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、市内に滞在する観光客の輸送等について、県を通じて自衛隊や海上保安庁への要請を行う。

（４）復旧見込みに係る情報の発信

市は、空港や船舶（那覇港、中城港等）の運航復旧見込みについて、関係者や観光客に対してウェブサイトなどを活用して情報発信を行う。

宿泊施設など、帰宅困難者を対応している観光関連事業者は、航空機等の運航情報を把握し観光客に伝える。

（５）交通情報・宿泊情報の発信

市は、県、那覇市、OCVB、沖縄県ホテル旅館組合、公共交通事業者、那覇空港、航空会社、那覇市観光協会等と連携し、市外の交通情報（沖縄市から那覇市への交通情報、航空機運航情報など）や那覇市内の宿泊施設に関する情報を収集・整理し、観光客に対してウェブサイトなどを活用して情報発信を行う。

（６）関係者家族への情報発信・提供

市は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報や滞在している本人の情報など必要な情報提供に努める。なお、情報発信・提供にあたっては、障がい者や外国人観光客などの要配慮者にも留意する。

5. 5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

(1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供

市は、病院などの医療機関と連携し、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信を行う。医療施設による外国人対応が困難な場合は、外国語サービスにより多言語対応を検討する。

(2) 近隣市町村との連携による情報の提供

市は、近隣市町村、観光関連団体、観光関連事業者、医療機関と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集や医療活動を行う関係機関への情報提供を行える体制を構築する。

(3) 行方不明者に係る情報の提供

市は県、近隣市町村、OCVB 等と連携して、市内に滞在する観光客の情報や行方不明観光客の捜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報体制を構築する。

観光客の行方不明者の捜索については、「沖縄市地域防災計画 第2編第2章第21節第1款1行方不明者の捜索」に従って実行する。

また、観光客の行方不明者の発見後の収容及び処置については、「沖縄市地域防災計画第2編第2章第21節第1款2行方不明者発見後の処理」に従って実行する。

第1款 行方不明者対策	
1 行方不明者の捜索（市民班、消防班）	
実施事項	実施内容
行方不明者リストの作成	庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票（資料編）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、捜索者名簿を作成し、消防本部へ送付するものとする。
捜索隊の設置	行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成するものとする。
捜索の方法	捜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。
●資料編 資料 18-19 行方不明者届出票	
2 行方不明者発見後の処理（保護班、消防班）	
実施事項	実施内容
負傷者等の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び中城海上保安部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。
遺体の収容	速やかに適切な場所に収容し、身元識別等のため関係機関に周知する。（遺体収容施設：沖縄市武道館）
医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、医療機関等との連絡をあらかじめとっておくものとする。

出典：沖縄市地域防災計画（令和2年3月）

(4) 遺体の安置及び処理

発見された遺体の安置及び処理については、「沖縄市地域防災計画 第2編第2章第21節第2款1 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等までの事前措置及び 2 遺体の収容及び安置等」に従って実行する。

なお、外国人の遺体に係る対応については、関係機関等と協議し、宗教・習慣などに配慮して対応を行う。

1 遺体収容、安置、引渡及び埋葬等までの事前措置（保護班、市民班、環境班）

市は、遺体収容施設の設置等に関し、あらかじめ、県、沖縄警察署及び各地域における関係機関等と協議を行い、次の事項について整備を行う。

- (1) 遺体収容施設の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項
- (2) 遺体収容施設の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (3) 遺体の捜索及び遺体収容施設までの遺体搬送に関する事項
- (4) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (5) 遺体収容施設設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (6) 検視・検案用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (7) 大規模災害時における遺体処理関係について、葬儀社等との協定締結に関する事項
- (8) 火葬手続きに関する事項
- (9) 広域火葬に関する事項

出典：沖縄市地域防災計画（令和2年3月）

(5) 遺体の埋葬

「沖縄市地域防災計画 第2編第2章第21節第2款3 遺体の埋葬」に従って、身元の判明しない観光客の遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引き取ることができないときは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火葬・埋葬を実施する。

ただし、外国人の遺体に係る対応については、火葬・埋葬を禁じている場合があるため、必ず大使館、領事館、あるいは外務省、県、OCVB などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮する。

3 遺体の埋葬（環境班、市民班）

市は、遺体を速やかに埋葬するため、次のとおり実施する。

- (1) 災害が発生したときは、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握する。地元火葬場が稼働不可となっている場合は、県が実施する広域火葬について綿密に連携を図るものとする。
- (2) 埋葬を希望する遺族に対し、埋葬のための相談窓口を設置し、遺族による火葬許可申請書の作成及び市による火葬許可書の発行を行うものとする。その際、書類等の作成や火葬場の手続きに便宜を図り、火葬場、遺体の搬送等の情報を的確に提供するものとする。
●資料編 資料 18-22 死体（火葬・埋葬）許可申請書 資料 18-23 死体（火葬・埋葬）許可証
- (3) 市は、遺体収容施設に安置している遺体を埋葬する場合は、遺族への引き渡し手続きと並行して火葬手続きを行うものとする。ただし、長期間身元が判明しない遺体は、市が遺体の火葬手続きを行うものとする。
- (4) 市は、遺体の埋葬について埋葬台帳を作成し、その管理にあたる。

●資料編 資料 13-3 様式 15 埋葬台帳

出典：沖縄市地域防災計画（令和2年3月）

5. 6 避難した観光客への食料・飲料水・衛生用品及び生活必需品の備蓄の調達と供給

市は、関係者と連携して市内の避難施設や観光関連施設における食料、飲料水及び被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有するため、市と沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連絡体制を構築する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、衛生用品、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。また、大勢の観光客が被災し、飲食品や医療品、衣服等の備蓄品の不足が想定される場合は、協定事業者等との連携により調達、供給を行い、供給品の不足が見込める場合には、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。

5. 7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

市は、観光危機及び市内の観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。

沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、市に報告するとともにウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

なお、複数の関係者がマスメディアに個別対応すると、正確な情報が伝わらないケースが生じるため、マスコミへの対応は個別に行わず、市あるいは沖縄市観光物産振興協会による公式な記者発表やウェブサイトでの発表のみとすることが重要である。

第6章 危機からの回復(Recovery)

6. 1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

市は、県、近隣市町村、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光客の誘致促進や、市内の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制を構築する。

6. 2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化

市は、県、近隣市町村、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光危機の影響・被害から市内の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光事業者の事業継続支援等を復興フェーズに応じて実施する。

早期復興・事業継続にあたっては、観光客の誘致に向けたプロモーション活動が難しい場合もあることから、段階的な需要回復に向けて、マイクロツーリズムの取り組みや商品券の発行など域内需要喚起策などを実施する。

6. 3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

市は、県、OCVB、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光危機により被害を受けた市内の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などの情報を収集・分析し、正確な情報を国内外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施する。情報の発信にあたっては、市や沖縄市観光物産振興協会に発信を集約することで、正確な情報を担保する。

プロモーション活動については、沖縄市観光物産振興協会をはじめとし、市内の観光関連団体・観光関連事業者と連携して、修学旅行客やイベント等の様々な施策や、旅行商品の企画・造成・販売促進を進めるものとする。

なお、市内の一部地域で大規模被害が発生している場合でも、健全な営業が可能な観光関連施設においては積極的に自事業所のプロモーションを行う。

6. 4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

市は、沖縄市観光物産振興協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光危機により影響を受けた市内の宿泊、観光及び交通施設等の営業及び復旧状況などの情報を収集、整理する。また、市内の観光産業の回復状況をウェブサイト、ソーシャルメディアや報道機関などを活用して積極的に発信し、国内・海外の旅行市場に広く周知するなどの風評被害対策を行う。

情報の発信にあたっては、市や沖縄市観光物産振興協会に発信を集約することで、正確な情報を担保する。

6. 5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

県等と連携して、市内の観光関連事業者の事業継続を図るため、観光危機が発生した初期段階から商工会や金融機関等の協力を求め、被害を受けた市内の観光関連事業者に対する金融相談や融資の斡旋に努める。

6. 6 観光危機により甚大な被害を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

国、県の支援を通じて、観光危機によって甚大な被害を受けた事業者に対して、雇用継続及び観光人材育成等の支援などに努める。

資料編

資料-1 沖縄市観光危機管理計画 検討会の開催

沖縄市観光危機管理計画の策定にあたっては、市内関係者や観光危機管理に関する関係者から構成される検討会を計3回開催した。

回	日時	会場
第1回	令和3年10月28日	沖縄市役所7階教育委員会会議室
第2回	令和4年1月12日	WEB開催
第3回	令和4年2月3日	WEB開催

回	議題
1	(1) 観光危機管理計画について (2) 沖縄市における観光および災害の現状 (3) 観光危機管理（観光客の災害時の対応）に関する意見交換
2	(1) 前回の振り返り (2) 情報発信体制について (3) 災害時の行動フローについて (4) 情報収集内容について (5) 観光危機管理計画（案）について (6) 沖縄市観光危機管理計画マニュアル（案）
3	(1) 沖縄市観光危機管理計画（案）について (2) 沖縄市観光危機管理計画マニュアル（案）について

<第1回検討会 出席者>

No	所属	役職	氏名（敬称略）
1	沖縄商工会議所 中小企業支援部	部長代理	比嘉 正也
2	コザ商店街連合会	事務局長	親川 雅矢
3	沖縄市コザホテル組合	組合長	新崎 好子
4	OKINAWA GRAND MER RESORT	総支配人代行	林 百希
5	公益財団法人沖縄こどもの国 動物みらい課	課長	翁長 朝
6	株式会社東南植物楽園	園長	宮里 高明
7	沖縄アリーナ株式会社		片野 竜三
8	琉球フットボールクラブ株式会社		野原 輝人
9	沖縄市観光物産振興協会	事務局長	金城 諭
10	おきなわスポーツイノベーション協会株式会社	総支配人	當山 勝正
11	沖縄市国際交流協会	副会長	顧 立德
12	一般社団法人観光危機管理研究所	代表理事	鎌田 耕
13	株式会社サンダーバード	代表取締役	翁長 由佳
14	中部ファーマーズマーケットちゃんぷるー市場	店長	喜友名 大輔

<第2回検討会 出席者>

No	所属	役職	氏名（敬称略）
1	沖縄商工会議所 中小企業支援部	部長代理	比嘉 正也
2	沖縄市コザホテル組合	組合長	新崎 好子
3	沖縄市料理飲食業組合	組合長	當山 康司
4	OKINAWA GRAND MER RESORT	総支配人代行	林 百希
5	公益財団法人沖縄こどもの国 経営みらい課	課長	呉屋 博典
6	沖縄アリーナ株式会社		片野 竜三
7	沖縄市観光物産振興協会	事務局長	金城 諭
8	おきなわスポーツイノベーション協会株式会社	総支配人	當山 勝正
9	沖縄市漁業協同組合	参事	伊波 祐
10	沖縄市国際交流協会	副会長	顧 立德
11	NPO 法人 バリアフリーネットワーク会議	代表	親川 修
12	一般社団法人観光危機管理研究所	代表理事	鎌田 耕

<第3回検討会 出席者>

No	所属	役職	氏名（敬称略）
1	沖縄商工会議所 中小企業支援部	部長代理	比嘉 正也
2	沖縄市コザホテル組合	組合長	新崎 好子
3	OKINAWA GRAND MER RESORT	総支配人代行	林 百希
4	公益財団法人沖縄こどもの国 経営みらい課	課長	呉屋 博典
5	株式会社東南植物楽園	園長	宮里 高明
6	沖縄アリーナ株式会社		片野 竜三
7	沖縄市観光物産振興協会	事務局長	金城 諭
8	おきなわスポーツイノベーション協会株式会社	総支配人	當山 勝正
9	株式会社サンダーバード	代表取締役	翁長 由佳
10	中部ファーマーズマーケットちゃんぷるー市場	店長	喜友名 大輔

資料-2 沖縄市観光危機管理計画 策定委員会の開催

沖縄市観光危機管理計画の策定にあたっては、庁内関係者から構成される策定委員会を計2回開催した。

回	日時	会場
第1回	令和4年2月15日	庁議室
第2回	令和4年3月8日	庁議室

No	所属	役職	氏名（敬称略）
1	沖縄市	副市長	仲本 兼明
2	沖縄市 経済文化部	部長	花城 博文
3	沖縄市 総務部	部長	石原 昌尚
4	沖縄市 企画部	参事	山内 強
5	沖縄市 健康福祉部	部長	與那嶺 智才
6	沖縄市 建設部	部長	比嘉 直樹
7	沖縄市 建設部	参事	我謝 勝俊
8	沖縄市 教育部	部長	島袋 秀明

資料-3 パブリックコメントの実施

沖縄市観光危機管理計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施した。

実施期間	件数
令和4年2月18日（火）～ 令和4年3月7日（月）	0件

沖縄市観光危機管理計画
令和4年3月

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課